



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.290

2022
Oct.

10

The Kizuna

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

第27回日本自閉症協会全国大会佐賀大会が2022年10月8日と9日、佐賀文化会館で行われました。日本自閉症協会の全国大会はこれまで2年おきに開催されてきましたが、今回はコロナウイルスの関係で残念ながら山梨大会は中止となりましたので、4年ぶりの開催でした。全国各地からの参加者を含め600名を超える方が参加されました。一日目は文科省加藤典子氏・厚労省加藤永歳氏の行政説明と杉山登志郎氏による講演「ASDとトラウマ:その複雑な病理と治療」と、対談「こだわりがあるから楽しさがある」があり、それいゆの貞包紀子氏の進行で講師としての内山登

紀夫副会長・本田秀夫理事のプライベートなこだわりを持つ、ユニークで楽しいお話を聞かせていただくことができました。夜にはホテルで情報交換会があり、久しぶりに全国の仲間が一堂に集まり、おおいに話が盛り上がりしました。二日目はシンポジウム「そのひとらしい豊かな暮らしのために」が日詰正文氏を座長にシンポジスト陣内清氏・井上雅彦氏・今本繁氏・會田千重氏・吉永菜穂子氏5名で論議されました。その後、野澤和弘氏の「だれもが自分らしくありのままに生きていける社会を目指して」の講演がありました。大会終了後には同じ佐賀文化会館の会議室で加盟団体役員連絡会が開催さ

れ、市川宏伸会長による「自閉スペクトラム症をとりまく最近の動向」および実際ジュネーブに行かれた辻川圭乃副会長による「障害者権利条約第一回日本審査 in jeneva」の報告があり、その後、3つのテーマを設定したグループ討議が行われ、活発な話し合いが行われました。今回も多くの気づきと感動を伴うとても内容の濃い大会でした。コロナ禍の開催にもかかわらず周到なご準備で本大会を成功させた佐賀県自閉症協会のみなさま、本当にありがとうございました。(河村)

主催者からのごあいさつ(一般社団法人日本自閉症協会会長 市川宏伸) …隔年で開かれている日本自閉症協会の全国大会は、開催地を中心に自閉症への理解・啓発の促進を目的として開かれています。2年前、コロナウイルス感染症の拡大という未曾有な状況の中、苦渋の決断ではありましたが、山梨大会が中止となりました。そしてこの第27回全国大会佐賀大会は、4年ぶりの開催となります。コロナウイルス感染症の拡大がまだ変動する中、佐賀大会実行委員長である赤瀬満博会長をはじめとする実行委員会の皆様のご苦勞やご尽力はいかばかりかと、感

日本自閉症協会全国大会 開催に当たって

謝しております。
今回は、「だれもが自分らしくありのままに生きていける社会を目指して」をスローガンに、2022年10月8・9日の2日間、佐賀市文化会館において開催されます。特に、第一線でご活躍されている講師の方々をお招きし、自分達の地域の中で必要とされる、求められる課題について、全国の仲間とともに考えていく機会であります。自閉スペクトラム症、発達障害のある人たちや家族、

そして支援者や地域の人たちだれもが「その人らしさ」を尊重され、地域で豊かに暮らすために、自閉スペクトラム症の正しい理解と適切な支援の充実に向けた大会プログラムが、新しく、また興味深い視点で企画されています。

日本自閉症協会は昭和43年に「自閉症児親の会」が全国組織され、数年前に50周年を迎えました。多くの先輩方の努力のうえに築きあげてまいりました。自閉スペクトラム症をはじめとした発達障害への理解や支援は、時代とともに法律が整備され、制度の変化と合わせ、一人一人の育ち、学び、就労、生活など、

様々な分野での支援が連携を求められる中発展してきました。今は多様化した支援の中で、自分の意志を尊重した生活を選択することも、以前に比べるとできるようになってきました。それとともに人権が保障された支援体制の充実が図られてきました。しかし一方で、虐待や差別、高齢期、強度行動障害への対応の問題など、教育、福祉、医療など様々な分野の中で、まだまだ支援が必要と思われる話は後を絶ちません。暮らしや住まいの多様化、生活の多様な可能性に向けて進めていかなければならない中、人権を侵害された事件

は後を絶ちません。

私たちは今後も様々な場面において実態把握をし、進むべき方向を、その課題を整理していくことが必要であります。自閉スペクトラム症をはじめとする発達障害の人への支援策は、まだ多くの課題があるのが現状です。当協会の使命である自閉スペクトラム症の人たちやそのご家族が安心して生きていける社会の実現を、ありのまま自分らしく生きていけることを、皆で目指してまいりたいと思っております。

本日からの2日間、本大会が、参加者の皆様の熱い想いの中で、つな

がりながら多くの学びとたくさんの出会いを得られる機会になりますことを、そして自閉スペクトラム症の人への理解が一層正しく、深まり、実践の中で生かされていくことを心より祈念申し上げます。

さいごに、本大会開催にあたり、厚生労働省、文部科学省および佐賀県、佐賀市をはじめとして、今回ご協力いただいた九州自閉症協議会、そしてご後援いただきました多くの皆様に感謝を申し上げて、挨拶とさせていただきます。

今年の秋も、川西町 LD 研究会主催の学校紹介「すてきな学校・行きたい学校」が開催されます。各校どのような特色があるか、お子様の学齢にかかわらず、お話を伺える絶好の場です。

説明予定高校：
奈良県立高等養護学校
美芸学園高等学校
奈良県立山辺高等学校
他全5校の予定

日時：
2022年11月20(日)
13:30~16:30
場所：川西文化会館 (奈良県磯城郡川西町結崎 32 番地の 1)
参加費：無料
定員：30名
申し込み：専用FAX
0745-43-0119
専用メール
kawanisi-ld@iris.eonet.ne.jp

(定員になり次第締め切ります)

お問い合わせ：川西町 LD 研究会
Tel 0745-43-0257 (松村)
また、詳細については「川西町 LD 研究会」ホームページや facebook 等でお知らせされます。

障害者権利条約第1回日本審査 in Jeneva

2022.10.9 辻川圭乃
障害者の権利に関する条約 Nothing about us without us = 私たちのことを私たち抜きで決めないで! ↓ 障害者施策のパラダイムを180°C転換

- (1) 「保護の客体」⇒「権利の主体」
- (2) 「医学モデル」⇒「社会モデル」(1条)
- (3) 「合理的配慮のないこと」=「差別」(2条)
- (4) 「代行支援」⇒「意思決定支援」(12条)

※パラダイム：ある時代に支配的な

物の考え方・認識の枠組み権利条約の完全実施のために

1. 締約国の報告(§35)
批准後2年以内に、包括的な報告を提出
以降4年ごとに報告
2. 報告の検討、審査(§36)
障害者権利委員会が各報告を検討⇒勧告(総括所見)締約国が権利条約に沿った施策をしているかどうかを監視 委員は18名、障害当事者の委員が多数※NHK 竹内哲哉 解説委員のわかりやすい解説はこちらから <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/300/472465.html>
第1回日本審査に対する総括所見までの経緯

- 2006.12.13 障害者権利条約採択
- 2014.1.20 批准
- 2014.2.19 日本において発効
- 2016.6 第1回日本政府報告提出
- 2019.6.19 日弁連パラレルレポート提出 ☞ JDF も提出
- 2019.9 事前審査 ←ブリーフィング
- 2019.10.29 初回の日本政府報告に関する質問事項
- 2020.7.1 日弁連パラレルレポート(その2)
- 2022.5.10 // (その3) ☞ JDF も提出
- 2022.5.31 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答
- 2022.8.22,23 第1回日本審査 ←ブ

<p>リーフィング 2022. 9. 9 総括所見(勧告) ジュネーブでの活動 8/19(金) 12:00 ~ 13:00 公式ブ リーフィング ロビーイング 8/22(月) 9:00 ~ 10:00 非公式ブ リーフィング 15:00 ~ 18:00 建設的対話(対日審 査) 傍聴 8/23(火) 10:00 ~ 13:00 建設的対 話(対日審査) 傍聴 パラレポ提出団体(ブリーフィング 参加団体) 国連 web 掲載順 ①池原弁護士の団体 Center of Support for Autonomy of Persons with Psycho-Social Disabilities (CSAPWPSD) ②インクルーシブ教育情報室 Information Room for Inclusive Education (IRIE)-Japan</p>	<p>③日本障害フォーラム Japan Disability Forum (JDF) ④日弁連 Japan Federation of Bar Associations (JFBA) ⑤障害者政策委員会 Opinions of the Commission on Policy for Persons with Disabilities-Japan ⑥国連に障害児の権利を訴える会 Organization for the Rights of Children with Disabilities-Japan ⑦三輪佳子さんの団体 Resource of Poverty, Women, Children and People with Disability in Japan (RCWCDJ) ⑧障害児を普通学校へ全国連絡会& 公教育計画学会 ⑨上田哲男さんの団体 日本担当委員ヨナス・ラスカス副委 員長(開会挨拶) 日本の障害者団体が委員会に提供し たパラレルレポートの質を高く評価</p>	<p>し、日本代表団を歓迎します。 障害者差別解消法(条約を完全に遵 守するためには改正が必要で すが)と障害者雇用促進法の採択 や、旧優生保護法の下で優生手術を 受けた人への一時金の提供を歓迎し ます。 しかし、障害者が施設に収容される ことが恒常化していることは深刻な 懸念です。 また、障害児の教育に関して観察さ れる逆行について懸念を表明しま す。 また、健常者や優生学的な考え方が まだ日本社会に残っていることを懸 念しています。 日本担当委員キムミヨン副委員長 (閉会挨拶) 代表団の建設的対話における協力に 感謝します。 しかし、建設的対話の中で、 ①障害者差別解消法に基づく救済手</p>
<p>続の欠如 ②生活のあらゆる分野における合理 的配慮の法的根拠の欠如 ③手話が公式に言語として承認され ていないこと ④障害のある女性に対する複合差別 や性的暴力、虐待、搾取 ⑤国内人権監視システム及び人権救 済システムの不在 ⑥選択議定書の批准の遅れ など、重要な問題が提起されました。 また、 ⑦司法へのアクセスに対する障壁 ⑧法的能力に対する権利 ⑨性と生殖に関する健康と権利 ⑩条約のその他の権利に対する侵害 についても懸念を表明します。 日本の障害者と市民社会から寄せら れたパラレルレポートによると、国 の報告と日本の障害者の実際の状況 との間には大きなギャップがある ことがわかります。私たちは締約国</p>	<p>に対し、これらの分野を直ちに是 正するための具体的な改善策を見つ けるよう要請します。私たちの関心 は、締約国に対し、条約を全体とし て実施し、私たちの総括所見を通 じて障害者の権利を改善し強化する ための適切な方法を見つけるよう促 すことに向けられています。私は、 委員会が提供する具体的な勧告を通 じて、締約国が人権の実 施を前進 させ、障害者の生活の質を向上させ ることができると信じています。閉 会の辞を終えるに当たり、私は、締 約国の日本が、生涯を通じて 障害 者の権利に情熱を傾け、献身的に取 り組んでいる日本の障害者や 市民 社会の団体およびその家族とのコ ミュニケーションと連携を継続す るよう奨励したいと思います。これ は、障害者の人権と基本的自由 の 認識、尊重、完全な享受を保障する ための唯一の正しい方法です。締約</p>	<p>国の日本は、アジア太平洋地域にお ける障害者の平等と人権のための国 連 ESCAP の第2の10年を主導し てきた世界的リーダーです。私は、 締約国の日本が障害者権利条約を完 全に実施することにより、引き続 きリーダー国であり続けることを望 みます。改めて皆様のすべてのご協 力のご支援に感謝申し上げます。ま た、私たちと共にここにおられる、 またはオンラインで参加されている 日本の障害者とすべての市民社会 の組織にも深い感謝の意を分かち合 いたいと思います。無事に家路に つかれることを、どうもありがとう。 総括所見(勧告) 2022.9.9 総括所見に、“autism”が2箇所、 使用されている。 ※“sensory disabilities”(16条) I 一般的義務：障害者が自身に関 わる問題に参加・関与する権利(4 条3項)</p>

(a) 公的な意思決定プロセスにおいて、障害者のセルフアドボケートや知的障害者、心理社会的障害者、自閉症者、障害女性、LGBTIQ+ 障害者、地方在住者、より集中的な支援を要する人々の組織に注意を払い、代替コミュニケーション、アクセシビリティ、合理的配慮の手段を通じて、国および地方自治体レベルの障害者代表組織の多様性と積極的、有意義かつ効果的な協議を確保すること、持続的開発目標の実施と監視および報告においても、このことを確認すること。

II 司法へのアクセス (13条)

(b) 当該障害の内容にかかわらず、すべての司法手続きにおいて、障害者のために手続的及び年齢に応じた配慮 (配慮のための訴訟費用の負担、情報・コミュニケーション技術、字幕、自閉症のコミュニケーション支援を行う者 (autism referent

persons)、点字、イーザーリード及び手話等のアクセシブルな形式による、手続きに関する公的情報やコミュニケーションへのアクセスを含む) を保障すること

パラレルレポート

JDF (日本障害フォーラム)

JDが構成団体

日本自閉症協会は JD の構成団体初回パラレルレポート—現況の報告

① 安永健太さん事件 → 警職法の「精神錯乱」⇒一般的義務 (4条) 8. (c)

② 災害時、特別支援学校への避難を断られた事例⇒危険な状況及び人道上の緊急事態 (11条) 26. (b)

③ 投票時に合理的配慮がなされなかった事例⇒政治的及び公的活動への参加 (29条) 62. (a)

その他、総括所見で取り上げられた主な項目

・ 法律の前にひとしく認められる権

利 (12条) 28.

- ・ 司法へのアクセス (13条) 30.
- ・ 身体的自由及び安全 (14条) 32.
- ・ 虐待からの自由 (16条) 36.
- ・ 個人をそのままの状態で保護すること (17条) 38
- ・ 自立した生活及び地域社会への包容 (19条) 42 GH
- ・ 教育 (24条) 52

※勧告 recommend < calls upon < urge



障害者の権利に関する条約…障害者権利委員会第27回会期 日本の報告に関する総括所見。委員会の第27回会期 (2022年8月15日—9月9日) で採択。

I. はじめに

1. 委員会は、2022年8月22日及び23日に開催された594回及び595回会合 (CRPD/CR.594及び595参照) において、日本の初回報告 (CRPD/C/JPN/1) を検討した。2022年9月2日に開催された611回会合で、以下の総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された日本の初回報告を歓迎し、委員会が作成した事前質問事項 (CRPD/C/JPN/Q/1) に対する回答 (CRPD/C/JPN/RQ/1) について締約国に感謝の意を表す。また、委員会に提供された追加的な文書情報を認める。

3. 委員会は、多様で多部門にわた

る、関連する政府省庁の代表を含む大規模なハイレベルの締約国代表団と行われた実りある誠実な対話に感謝する。また、委員会は、障害者政策委員会の委員長の参加に感謝する。

II. 肯定的な側面

4. 委員会は、2019年から発効した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の批准など、2014年の条約批准以降に締約国が実施した措置を歓迎する。

5. 委員会は、障害者の権利を促進するための立法措置の採択に感謝を持って留意する。特に：

(a) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (2022年)

(b) 障害者差別解消法 (2013年法律第65号) 及びその改正 (2021年

法律第56号) により、公共及び民間事業者団体に障害者への合理的配慮を提供することが義務づけられた。

(c) 聴覚障害者の電話利用の円滑化に関する法律 (2020年法律第53号)。

(d) 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 (2019年)。

(e) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) の2018年、2020年改正、アクセシビリティ基準の推進。

(f) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (2019年)。

(g) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (2018年)。

(h) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (2018年法律第47号)。

<p>(i) 障害者雇用促進法 (1960 年法律第 123 号) 及びその 2013 年の改正により、障害者の法定雇用義務の対象を知的障害者、身体障害者に加え、精神障害者にも拡大し、合理的配慮の確保を義務づけたこと。</p> <p>6. 委員会は、障害者の権利を促進する公共政策の枠組みを確立するためにとられた次の措置を歓迎する。</p> <p>(a) 裁判所における障害者差別解消取り扱い指針 (2022 年)</p> <p>裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (2016 年) のことか? その最新版が出たか? 英文は、Handling Directions of Courts for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities (2022)</p> <p>(b) 2018 年に採択された「第 4 次障害者基本計画」。</p> <p>(c) 合理的配慮に関するガイドラ</p>	<p>イン (2016 年)。</p> <p>差別解消法に関する「基本方針」のことか、内閣府のサイトで紹介されている合理的配慮事例集や合理的配慮サーチなどのことか。</p> <p>(d) みんなの公共サイト運用ガイドライン。</p> <p>(e) 雇用における障害者の差別禁止と機会均等のための事業主向けガイドライン、2015 年採択。</p> <p>改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」のことと思われるが、どう訳すべきか。原文は、Guidelines for employers for non-discriminatory treatment and equal opportunities for persons with disabilities in employment, adopted in 2015;</p> <p>(f) 条約の実施の監視を担当する機関として、障害者政策委員会を設置。</p>	<p>(g) 都道府県や市町村の障害者プログラム。</p> <p>都道府県・市町村障害者計画のことと思われるが、障害者プログラムを障害者計画と訳すべきか。原文は Prefectural and Municipal Government Programs for Persons with Disabilities.</p> <p>III. 主な懸念事項と勧告</p> <p>A. 一般原則と義務 (第 1 ~ 4 条)</p> <p>7. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 障害者への父権主義的アプローチを伴うことにより、障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと。</p> <p>(b) 障害者資格・認定制度を含む、法律、規制、実践にわたる障害の医学モデルの永続化。これは、機能障害と能力評価に基づいて、より集中的な支援を必要とする人、知的、精</p>
<p>神的、感覚的障害のある人を障害手当や社会参加制度から排除することを促進するものである。</p> <p>(c) 「心神喪失」(mentally incompetent)、「精神錯乱」(mental derangement)、「心神喪失」(insanity) などの蔑称や、「心身の故障」を理由とする欠格条項などの差別的な法的制限。JDF パラレポ第 2 弾で心神喪失を英訳する際に insanity/mentally incompetent の 2 つの語を使ったが、総括所見ではそれぞれ別の蔑称の日本語がある (合計 3 つある) と判断したもの。我々が提起したのは心神喪失と精神錯乱の 2 語だったと思われるが、要確認……。</p> <p>(d) 条約の日本語訳、特に「インクルージョン」「インクルーシブ」「コミュニケーション」「アクセシビリティ」「アクセス」「特定の生活様式」「パーソナルアシスタ</p>	<p>ンス (personal assistance)」「ハビリテーション」の用語が不正確。Personal assistance は CRPD の公定訳では「個別の支援」。JDF パラレポ②などではカタカナのパーソナルアシスタンスが使われたり、「介助サービス」などを使い、それを英語版で personal assistance としてきた。総括所見では、「パーソナルアシスタンス」(……) としカッコを設けたらどうか。カッコ内に、個別の支援、身体的支援、身体的介護、個別の支援、個人的支援のどれかを入れる? 移動支援、身体的支援 (personal assistance)、コミュニケーション支援など、地域社会における障害者への必要なサービスや支援の提供における地域や市町村の格差。</p> <p>8. 委員会は、締約国に勧告する。</p> <p>(a) 障害者、特に知的障害者・精神障害者を代表する団体との緊密な</p>	<p>協議を確保することを含め、すべての障害者を他の者と同等に人権の主体と認める条約と、障害関連の国内法および政策を調和させること。</p> <p>(b) 機能障害の種類にかかわらずすべての障害者が、社会における平等な機会および完全な社会参加に必要な支援を地域社会で受けられるように、障害者資格・認定制度を含め、障害に関する医学モデルの要素を排除するために、法律および規則を見直すこと。</p> <p>(c) 国内法および自治体法において、軽蔑的な表現および「心身の故障」に基づく欠格条項などの法的制限を廃止すること。</p> <p>(d) 条約のすべての用語が正確に日本語に翻訳されていることを確認すること。</p> <p>(e) 移動支援、身体的支援 (personal assistance)、コミュニケーション支援など、地域社会で障</p>

<p>害者に必要なサービスや支援を提供する上での地域や自治体の格差をなくすために、必要な立法措置や予算措置を講じること。</p> <p>9. 委員会は、さらに次のことを懸念している。</p> <p>(a) 全国障害者協議会 (National Consultative Council of Persons with Disabilities 国レベルの障害者関連の審議会のこと?)、市町村のアクセシビリティ委員会など、法律や公共政策に関する協議に、障害者を代表する団体を通じて障害者が十分に関与していないこと。</p> <p>もう一つの可能性は障害者政策委員会の誤記</p> <p>(b) 2016年に相模原市の津久井やまゆり園で発生した殺傷事件への包括的な対応の欠如は、主に社会における優生思想や能力主義の考え方に起因していること。</p> <p>(c) 司法、司法部門の専門職、国</p>	<p>や自治体レベルの政策・法律立案者や議員、教師、医療、保健、建築設計、ソーシャルワーカー、その他障害者に関わる専門職の間で、条約が認める権利の認識が限られていること。</p> <p>10. 第4条3および33条3に関する一般的意見第7号(2018年): 条約の実施と監視における、障害児を含む障害者を代表する団体を通じた障害者の参加、を想起しつつ、委員会は、締約国に勧告する。</p> <p>(a) 公的な意思決定プロセスにおいて、また、持続可能な開発目標の実施と監視および報告においても、国および地方自治体レベルの多様な障害者を代表する団体と積極的、有意義かつ効果的な協議を確保すること。その際、障害のあるセルフアドボケート(自己権利擁護者。障害のある当事者のこと)や知的障害者、精神障害者、自閉症者、障害のある女性、LGBTIQ+の障害者、地方在住</p>	<p>者、より集中的な支援を要する人の団体に注意を払い、また、代替コミュニケーション、アクセシビリティ、合理的配慮の手段を用いること。</p> <p>(b) 優生思想や能力主義的な考え方や闘い、そのような考え方を社会に広めた法的責任の追及を目指して、津久井やまゆり園事件を検討すること。</p> <p>(c) 障害者団体の緊密な関与の下に、司法及び司法部門の専門職、政策・法律立案者、教員、医療・保健・社会福祉従事者、その他障害者と関係のあるすべての専門職に対し、障害者の権利及びこの条約に基づく締約国の義務に関する体系的な能力開発プログラムを提供すること。</p> <p>11. 委員会は、締約国が条約の選択議定書をまだ批准していないことに留意する。また、条約第23条4に関する締約国の解釈宣言に懸念をもって留意する。</p>
<p>12. 委員会は、締約国に対し、条約の選択議定書を批准し、条約第23条4に関する解釈宣言を撤回することを奨励する。</p> <p>B. 具体的な権利(第5?30条)</p> <p>平等と無差別(第5条)</p> <p>13. 委員会は、次のことを懸念している。</p> <p>(a) 障害者差別解消法では、多重・交差的差別が含まれておらず、障害者の定義の範囲が限定的であることを懸念している。</p> <p>(b) 合理的配慮の拒否は、生活のあらゆる場面で障害を理由とする差別として認識されていない。</p> <p>(c) 障害に基づく差別の被害者が利用しやすい苦情や救済の仕組みがない。</p> <p>14. 委員会は、平等と無差別に関する一般的意見第6号(2018年)に沿って、締約国に対し、次のことを勧告する。</p>	<p>(a) 障害者差別解消法を見直し、障害、性別、年齢、民族、宗教、性自認、性的指向、その他あらゆる状態を理由とした多重・交差的形態の差別、合理的配慮の否定を含め、条約に従い、障害に基づく差別を禁止すること。</p> <p>(b) 私的・公的領域を含む生活のあらゆる分野において、すべての障害者に合理的配慮が提供されることを確保するために必要な措置を講じること。</p> <p>(c) 障害に基づく差別の被害者のために、司法・行政手続を含むアクセス可能で効果的なメカニズムを確立し、包括的な救済、および加害者に対する制裁を提供すること。</p> <p>障害のある女性(第6条)</p> <p>15. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 第4次障害者基本計画等の障害関連法・政策におけるジェンダー</p>	<p>平等の推進、第5次男女共同参画基本計画等のジェンダー平等法・政策における障害のある女性・少女の権利の推進のための施策が十分でないこと。</p> <p>(b) 障害のある女性や少女のエンパワーメントのための具体的な措置がないこと。</p> <p>16. 委員会は、障害のある女性及び少女に関する一般的意見第3号(2016年)及び持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2及び5.5を想起し、締約国につぎのことを勧告する。</p> <p>(a) ジェンダー平等政策に、障害のある女性や少女に対する平等を確保し、多重的かつ交差的な形態の差別を防止する効果的かつ具体的な措置を採用すること。また、障害関連の法律や政策に、ジェンダーの視点を主流化すること。</p> <p>(b) 障害のある女性及び少女を工</p>

<p>ンパワーするための措置を講じ、そのすべての人権及び基本的自由が等しく保護されるようにする。そこには、これらの措置の設計及び実施に障害のある女性及び少女が効果的に参加することが含まれる。</p> <p>障害のある子ども (第7条)</p> <p>17. 当委員会は、次のように懸念をもって観察している。</p> <p>(a) 母子保健法で規定されている早期発見とリハビリテーションの制度は、障害のある子どもを医学的検査を通じて社会的隔離に導き、地域社会でのインクルーシブな生活の展望を妨げている。</p> <p>(b) 児童福祉法を含むすべての関連法において、障害のある子どもが、彼らに影響を与えるすべての事柄について、意見を聞かれ、自由に意見を表明する権利について、明確な認識が欠如している。</p> <p>(c) 家庭、家庭に代わる施設、通</p>	<p>所施設において、障害のある子どもを含む子どもへの体罰が完全には禁止されていないこと、また、障害のある子どもを虐待や暴力から予防し保護するための措置が不十分であること。</p> <p>18. 障害のある子どもの権利に関するCRC委員会(子どもの権利委員会)とCRPD委員会(障害者権利委員会)の共同声明(2022年)を参照し、委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) すべての障害のある子どもの完全な社会的包摂の権利を認めることを目的として、現行の法律を見直し、他の子どもと平等に早い時期から一般の保育制度を十分に享受できるように、特に情報およびコミュニケーションの代替・補助方法などのユニバーサルデザインおよび合理的配慮を含め、必要なすべての措置を講じること。</p>	<p>(b) 障害のある子どもが、司法及び行政手続を含め、他の子どもと平等に、自己に影響を与えるすべての事項について、意見を聴取され、自由に意見を表明する権利、及びその権利を実現するために障害及び年齢に応じた援助並びに利用しやすい形式でのコミュニケーションを提供される権利を認める。</p> <p>(c) 障害のある子どもを含む子どもへの体罰を、あらゆる場面で完全かつ明確に禁止し、障害のある子どもへの虐待や暴力の予防と保護のための対策を強化すること。</p> <p>意識の向上 (第8条)</p> <p>19. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 社会およびメディアにおいて、障害者の尊厳と権利に関する認識を高めるための努力と予算配分が不十分である。</p> <p>(b) 障害者、知的障害者、精神障</p>
<p>害者に対する差別的な優生思想、否定的な固定観念や偏見。</p> <p>(c) 教本「心のバリアフリーノート」等の啓発施策の作成に障害者の参加が不十分であり、その施策の評価も不十分である。</p> <p>20. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 障害者に対する否定的な固定観念、偏見、有害な慣行を排除する国家戦略を採択し、その策定と実施、および定期的な評価への障害者の密接な参加を組み込むこと。</p> <p>(b) メディア、一般市民、障害者の家族を対象に、障害者の権利に関する啓発プログラムを開発し、十分な資金を提供するための措置を強化すること。</p> <p>アクセシビリティ (第9条)</p> <p>21. 委員会は次のことを懸念をもって留意している。</p> <p>(a) すべての領域を網羅してユニ</p>	<p>バーサルデザイン基準を組み込み、すべてのレベルでアクセシビリティの義務を取り入れる上での不十分な戦略。</p> <p>(b) 特に大都市以外では、情報へのアクセスや、学校、公共交通機関、アパート、小規模店舗などのアクセスの確保がほとんど進んでいないこと。</p> <p>(c) 建築家、デザイナー、技術者に対するアクセシビリティ基準や条約上のユニバーサルデザインに関する啓発・研修が不十分であること。</p> <p>22. 委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見第2号(2014年)を想起しつつ、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 障害者団体と緊密に協議しながら、政府のすべてのレベルにわたってアクセシビリティを取り入れ、ユニバーサルデザイン基準を定着させるために、行動計画およびア</p>	<p>クセシビリティ戦略を実施すること。特に建物、交通、情報通信、その他市民に開放・提供されている施設やサービス(主要都市以外も含む)のアクセシビリティを確保すること。</p> <p>(b) 建築家、デザイナー、エンジニア、プログラマー向けのユニバーサルデザインおよびアクセシビリティ基準に関する継続的な能力開発プログラムを強化すること。</p> <p>生命に対する権利 (第10条)</p> <p>23. 委員会は、次の事態の結果として障害者が死亡した事例の報告を懸念する。</p> <p>(a) 緩和ケアにおけるものを含め、医療処置を開始及び／又は継続する・しないに関して、障害者の意思及び希望が考慮されていないことを含む、障害者の生きる権利の保護措置の欠如。</p> <p>(b) 機能障害を理由とする非自発</p>

<p>的入院の状態での身体拘束および化学的拘束。</p> <p>(c) また、精神科病院での死亡の原因や状況についての統計や独立した調査が行われていないことを懸念している。</p> <p>24. 委員会は、締約国に対し、障害者団体および独立した監視機構と協議して、次のことを行うよう勧告する。</p> <p>(a) 緩和ケアを含む治療に関して、障害者の生きる権利を明示的に認め、意思・嗜好の表明とそれに必要な支援を含むそれぞれの保護措置を確保すること。</p> <p>(b) 機能障害に基づきいかなる形態の非自発的入院や治療も防止し、地域サービスでの障害者への必要な支援を確保すること。</p> <p>(c) 精神科病院での死亡事例の原因や状況について、徹底的かつ独立した調査を実施すること。</p>	<p>危険な状況および人道的緊急事態 (第11条)</p> <p>25. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 合理的配慮の否定を含む、障害者のプライバシーや非差別の権利に対する災害対策基本法上の保護が限定的である。</p> <p>(b) 危険な状況や人道的緊急事態における避難所や仮設住宅へのアクセスの悪さ。</p> <p>(c) 地震や原子力発電所の災害を含む災害リスク軽減や気候変動の計画、実施、監視、評価プロセスにおいて、障害者団体との協議が不十分であったこと。</p> <p>(d) 知的障害者にとっての緊急通報システムのアクセシビリティを含む、危険な状況、災害、人道的緊急事態に関する限られたアクセシブルな情報。</p> <p>(e) 熊本地震、九州北部豪雨災害、</p>	<p>西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震における「災害リスク軽減仙台枠組み2015-2030」の実施不足。</p> <p>(f) COVID-19の大流行に対する障害インクルーシブな対応の欠如。ここには、情報、ワクチン、医療サービス、その他の経済・社会プログラムへのアクセスの欠如が含まれる。また、施設にとどまっている障害者に対する大流行の不釣り合いに大きな影響。</p> <p>26. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 災害対策基本法を改正し、障害者のプライバシーと合理的配慮の拒否を含む非差別の権利、および防災・減災と危機的状況、人道的緊急事態に関連する課題を強化すること。</p> <p>(b) 危険な状況や人道的緊急事態において提供される避難所、仮設住宅、その他のサービスが、年齢やジェ</p>
<p>ンダーを考慮した上で、利用しやすく、障害者を含むもの(障害インクルーシブ)であることを確認すること。</p> <p>(c) 障害者とその家族を含むコミュニティ全体が防災・減災計画に参加し、個々の緊急時計画やコミュニティ中心点に基づく支援システムを開発し、安全でアクセスしやすい集合場所、緊急避難所、避難経路を特定することにより、強靱なコミュニティを構築すること。</p> <p>(d) 危険な状況や人道的緊急事態において、すべての障害者とその家族が、利用しやすい形式と適切な機器で必要な情報を受け取れるようにすること。</p> <p>(e) 「仙台防災枠組2015-2030」に従い、あらゆるレベルの災害リスク軽減計画・戦略および気候変動に関する政策が、障害者と共に策定され、あらゆるリスク状況において障害者</p>	<p>特有のニーズに明示的に対応することを確保すること。</p> <p>(f) COVID-19の対応と復興計画において、障害の主流化を図ること。ここには、パンデミックの悪影響に対処するため、ワクチン、保健サービス、その他の経済・社会プログラムへの平等なアクセスを確保すること、および、緊急時に障害者を脱施設化し、地域で生活するための適切な支援を提供するための措置を採用することが含まれる。</p> <p>法の下での平等な承認 (第12条)</p> <p>27. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 民法において、特に精神障害者、知的障害者の精神能力の評価に基づく法的能力の制限を認め、代理意思決定制度を永続させることにより、障害者が法の下で平等に認められる権利を否定する法的規定。</p> <p>(b) 2022年3月に承認された成年</p>	<p>後見制度の利用促進に関する基本計画。</p> <p>(c) 2017年の「障害者福祉サービスの提供に係る意思決定支援ガイドライン」内の「本人の最善の利益」という用語の使用について。</p> <p>28. 委員会は、法の下での平等な承認に関する一般的意見第1号(2014年)を想起しつつ、締約国に勧告する。</p> <p>(a) 代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止し、すべての障害者が法の下で平等に認められる権利を保障するために、市民法を改正すること。</p> <p>(b) すべての障害者が必要とする支援のレベルや形態にかかわらず、障害者の自律、意思、好みを尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立すること。</p> <p>司法へのアクセス (第13条)</p> <p>29. 委員会は、次のことに懸念を</p>

<p>もって留意する。</p> <p>(a) 民事訴訟法及び刑事訴訟法の規定は、代理決定制度の下に置かれている障害者、入所施設の障害者、知的障害者、精神障害者の訴訟能力の欠如を理由として、司法へのアクセスを制限するものである。</p> <p>(b) 障害者の効果的な参加を確保するための民事、刑事、行政手続きにおける手続き上および年齢相応の配慮の欠如、および障害者にとってアクセシブルな情報およびコミュニケーションの欠如。</p> <p>(c) 裁判所、司法、行政施設に物理的にアクセスできないこと。</p> <p>30. 委員会は、障害者の権利に関する特別報告者が作成した「障害者の司法アクセスに関する国際原則及びガイドライン (2020年)」と「持続可能な開発目標 16、ターゲット 3」を想起し、締約国に勧告する。</p> <p>(a) 障害者の司法手続きに参加す</p>	<p>る権利を制限する法的規定を廃止し、すべての役割において他の人と平等に司法手続きに参加する完全な能力を認めること。</p> <p>(b) 障害者のすべての司法手続において、当事者の機能障害にかかわらず、手続上および年齢に応じた配慮を保証すること。これには、配慮のための訴訟費用の負担、および情報通信技術、字幕、自閉症補助者、点字、わかりやすい版、手話言語などアクセシブルな様式での手続に関する公式情報および通信へのアクセスが含まれる。</p> <p>(c) 裁判所の建物、司法施設及び行政施設の物理的なアクセスを確保し、特に、ユニバーサルデザインによって、障害者が他の者と同等に司法手続にアクセスすることを保証すること。</p> <p>身体の自由と安全 (第 14 条)</p> <p>31. 委員会は次のことを懸念してい</p>	<p>る。</p> <p>(a) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」によって正当とされている、推定された、または実際の機能障害あるいは危険性に基づく、精神科病院への非自発的収容と非自発的治療を可能にする法律。</p> <p>(b) 入院に関するインフォームド・コンセントの定義が曖昧であるなど、障害者のインフォームド・コンセントの権利を守るための保護措置がないこと。</p> <p>32. 委員会は、委員会の条約第 14 条に関するガイドライン (2015 年) 及び障害者の権利に関する特別報告者が出した勧告 (A/HRC/40/54/Add.1) を想起し、締約国に以下のことを要請する。</p> <p>(a) 障害者の非自発的入院を、機能障害を理由とする差別であり、自由の剥奪に相当するものと認識し、実際のあるいは推定された機能障害</p>
<p>または危険性に基づく障害者の非自発的入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること。</p> <p>(b) 推定された、または実際の機能障害を理由とする同意のない精神科治療を正当化するすべての法的条項を廃止し、障害者が強制的な治療を受けず、他の人と平等に同じ範囲、質、水準の医療を受けられることを保証するための監視機構を設置すること。</p> <p>(c) 機能障害の有無にかかわらず、すべての障害者の自由意志に基づくインフォームド・コンセントの権利を保護するために、権利擁護、法的その他のすべての必要な支援を含む保護措置を確保すること。</p> <p>拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰からの自由 (第 15 条)</p> <p>33. 委員会は、懸念をもって次のことを観察している。</p>	<p>(a) 精神科病院における障害者の隔離、身体拘束、化学的拘束、強制投薬、強制認知療法、電気けいれん療法などの強制治療、および「心神喪失の状態で大事件を起こした者の医療と治療に関する法律」など、そのような行為を正当化する法律。</p> <p>(b) 精神科病院における強制・虐待の防止と報告を確保するための精神医療審査会の機能の範囲と独立性の不足。</p> <p>(c) 強制治療を受けている、あるいは長期入院している障害者の権利侵害を調査する独立した監視システムの欠如、および精神科病院における苦情・不服申し立てメカニズムの欠如。</p> <p>34. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 精神障害者の強制治療を正当化し、不当な扱いを生み出しているすべての法的規定を廃止し、精神障</p>	<p>害者に関するあらゆる介入が、条約の下での人権と義務に基づくことを保証すること。</p> <p>(b) 障害者を代表する団体と協力して、精神医療環境における障害者のあらゆる形態の強制的で不当な扱いの防止と報告のための効果的な独立した監視機構を確立すること。</p> <p>(c) 精神科病院における残虐、非人道的または品位を傷つける扱いを通報するための利用しやすい仕組みを設置し、被害者のための効果的な救済措置を確立し、加害者の起訴と処罰を確保すること。</p> <p>搾取、暴力、虐待からの自由 (第 16 条)</p> <p>35. 委員会は次のことを懸念している</p> <p>(a) 障害のある子どもや女性、特に知的、精神的、感覚的障害のある人、施設に収容されている人に対する性的暴力や家庭内暴力が報告され</p>

<p>ており、それらの性的暴力からの保護や救済がなされていないこと。</p> <p>(b) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する法律の適用範囲と有効性が欠けており、教育、医療、刑事司法の場における障害のある子どもや女性を含む障害者に対する暴力の防止、通報、調査が除かれていること。</p> <p>虐待防止法の名称に「障害者」が2回出てきておりミスと思われるが仮訳では修正して訳した。</p> <p>(c) 居住施設における性的暴力に関する利用しやすい被害者支援サービス、および利用しやすい情報と通報の仕組み（独立した通報の仕組みを含む）の欠如。性的暴力に関する司法過程における専門知識、アクセシビリティおよび合理的配慮の欠如。</p> <p>(d) 法務省が2020年に設置した、子どもや障害者に対する性犯罪に関</p>	<p>する「性犯罪に係る刑事法検討会」に、障害者団体の代表が不在であること。</p> <p>36. 障害のある女性及び少女へのジェンダーに基づく暴力をなくす行動を今すぐとるよう求める委員会の2021年11月24日の声明と、持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2及び5.5に沿って、委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 障害のある少女と女性に対する性的暴力と家庭内暴力に関する実態調査を実施し、障害のある子どもと女性に対するあらゆる形態の暴力と闘うための対策を強化し、彼らに利用できる苦情と救済メカニズムに関する利用しやすい情報を提供し、これらの行為が迅速に捜査され、加害者が訴追され処罰され、被害者に救済措置が提供されるようにすること。</p> <p>(b) 障害者虐待防止法を見直し、</p>	<p>障害者に対する暴力の防止をあらゆる場面に拡大すること、また、障害者に対する暴力・虐待の調査やその救済のための方策を確立すること。</p> <p>(c) 居住施設を含む暴力被害者支援サービス、支援サービスに関する情報、通報メカニズムへのアクセスを確保するための戦略をあらゆるレベルで策定すること。また、司法過程における障害の人権モデル、アクセシビリティ、合理的配慮に関する専門能力開発プログラムを関連の司法・行政担当者に提供すること。</p> <p>(d) 「性犯罪に係る刑事法検討会」に障害者団体の代表が有意義に参加することを確保すること。</p> <p>個人をそのままの状態では保護すること（第17条）</p> <p>37. 委員会は次のことを懸念を持って観察している。</p> <p>(a) 「旧優生保護法(1948～1996年)に基づく優生手術等を受けた者に対す</p>
<p>る一時金の支給等に関する法律」に規定される補償制度は、本人の同意なく優生手術を受けた障害者に対する低額の補償を定め、障害者の情報へのアクセスの支援を省略し、時効を5年と定めていること。</p> <p>(b) 障害のある女性や少女の自由意志に基づくインフォームド・コンセントのない不妊手術、子宮摘出、中絶に関する報告。</p> <p>38. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 障害者団体と緊密に協力し、旧優生保護法における優生手術の被害者に対する補償制度を改正し、すべての被害者が明示的に謝罪され、適切に救済されるよう、すべての事例の特定、臨時補償、補助・代替コミュニケーション手段、情報へのアクセスなどの支援手段、申請期間を限定しないことなどが確保されること。</p>	<p>(b) 障害のある女性および少女に対する子宮摘出術を含む強制不妊手術および強制中絶を明示的に禁止し、強制医療介入を有害な行為として認識させ、あらゆる医療および外科的処置について障害者の事前のインフォームド・コンセントを確保すること。</p> <p>移動の自由と国籍（第18条）</p> <p>39. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 知的障害者、精神障害者の入国拒否を認める出入国管理及び難民認定法第5条。</p> <p>(b) 入国管理局における十分な数の有資格通訳を含む合理的配慮と情報へのアクセシビリティの提供が不十分であること。</p> <p>40. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 精神障害者、知的障害者の入国拒否を認めている出入国管理及び</p>	<p>難民認定法第5条2を改正すること。</p> <p>(b) 入国管理局において、必要な場合の合理的配慮の提供、および十分な数の有資格通訳を含む情報へのアクセスを確保すること。</p> <p>自立した生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）</p> <p>41. 委員会は懸念を持って次のように観察している。</p> <p>(a) 知的障害者、精神障害者、高齢障害者、身体障害者及びより集中的な支援を必要とする人（特に地域外の生活環境にいる人）の施設収容、および、障害児、特に知的障害、精神障害又は感覚障害のある子ども及びより集中的な支援を必要とする子どもの児童福祉法による各種施設への収容が継続され、家庭及び地域生活を奪っている。</p> <p>(b) 公的及び民間の精神科病院における精神障害者及び認知症患者の施設収容の促進、特に精神障害者の</p>

<p>無期限入院の継続。</p> <p>(c) 親に扶養され、親の家に住んでいる人や、「障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関する法律」に基づくグループホームなどの特定の施設に入所している人など、障害者が居住地やどこでだれと暮らすかを選択する機会が制限されていること。</p> <p>(d) 入所施設や精神科病院に居住する障害者の脱施設化と、自律と完全な社会的包摂の権利が認められ、他の人と平等に地域社会で自立した生活を送るための、国家戦略と法的枠組みの欠如。</p> <p>(e) 障害者が地域社会で自立して生活するための十分な支援体制（アクセシブルで安価な住宅、在宅サービス、身体的支援（personal assistance）、地域社会のサービスへのアクセスなど）が整っていないこと。</p>	<p>(f) 地域社会での支援とサービスの、障害の医学モデルに基づく支給認定評価制度。</p> <p>42. 自立した生活と地域社会への包摂に関する一般的意見第5号（2017年）および脱施設化ガイドライン（2022年）を参照し、委員会は締約国に強く要請する。</p> <p>(a) 障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分を、障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と対等に自立して生活するための対策と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。</p> <p>(b) 精神科病院に入院している障害者のすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会での必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。</p> <p>(c) 障害者が居住地および地域社</p>	<p>会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務づけられないようにし、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。</p> <p>(d) 障害者団体と協議の上、障害者の自律と完全な社会的包摂の権利の承認を含め、障害者が施設から他の人と平等な地域社会での自立生活に効果的に移行することを目指す、期限付きの目標基準（ベンチマーク）、人的・技術的・財政的資源を伴う、法的枠組みおよび国家戦略、ならびにその実施を都道府県の義務とすることを開始すること。</p> <p>(e) 障害者が地域で自立して生活するための支援体制を強化すること。これには、あらゆる種類の集合施設の外にある自立した、アクセス可能で安価な住宅、個人的な支援（personal assistance）、ユーザー</p>
<p>主導の予算、地域内のサービスへのアクセスなどが含まれる。</p> <p>(f) 地域社会における支援とサービスの支給決定の既存の評価スキームを改定し、障害者の社会参加とインクルージョンにとっての社会の障壁と必要な支援の評価を含む、障害者の人権モデルに基づいたものにする。</p> <p>個人の移動（第20条）</p> <p>43. 委員会は、次のことを懸念している。</p> <p>(a) 法律上の制約から、通勤・通学などの目的で地域生活支援サービスを利用することはできない、また、長時間利用することもできないこと。</p> <p>(b) 特に大都市以外の地域で、質の高い移動補助器具、装置、支援機器、障害者の生活支援・仲介の形態へのアクセスが不十分である。</p> <p>44. 委員会は、締約国に次のことを</p>	<p>勧告する。</p> <p>(a) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく制限を撤廃し、すべての地域において障害者の自由な個人的移動を確保すること。</p> <p>(b) 現地修理の促進、政府・税制上の補助金の提供、税金・関税の免除など、必要な移動支援機器・技術がすべての障害者にとって安価であることを保証するための努力を強化すること。</p> <p>表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）</p> <p>45. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 盲ろう者など、より手厚い支援を必要とする人を含む、すべての障害者への情報提供やコミュニケーション支援に欠けていること。</p> <p>(b) テレビ番組やウェブサイトを含む公共情報およびコミュニケー</p>	<p>ションへのアクセスを得る上で障害者が直面する障壁、および自治体間の格差。</p> <p>(c) 日本の手話言語が公用語として法律で認められていないこと、手話言語の教育が行われていないこと、生活のあらゆる場面で手話言語通訳が行われていないこと。</p> <p>46. 委員会は、締約国に勧告する。</p> <p>(a) ウェブサイト、テレビ、メディアなど、公衆に提供される情報のアクセシビリティを確保するため、あらゆるレベルで法的拘束力のある情報通信基準を策定する。</p> <p>(b) 点字、盲ろう者用通訳、手話言語、わかりやすい版、平易な言葉、音声解説、ビデオ字幕自動生成（video transcription）、字幕、触覚・補助・代替コミュニケーション手段など、アクセシブルなコミュニケーション様式の開発、促進、利用のために十分な資金を割り当てること。</p>

<p>(c) 日本手話を国レベルの公用語として法律で認め、生活のあらゆる場面で手話言語へのアクセスとその使用を促進し、有能な手話言語通訳者を訓練し確実に利用できるようにすること。</p> <p>プライバシーの権利 (第 22 条)</p> <p>47. 委員会は、障害者に関する情報が、民間及び公的機関のサービス提供者によって、本人の同意も合理的な目的もなく収集される可能性があり、マイナンバー法及び個人情報保護法を含む既存の法律によって、障害者の秘密保持及びプライバシー保護が十分に確保されていないことを懸念している。</p> <p>48. 委員会は締約国に対し、障害者データ保護に関する法律を強化し、データが、データ対象者の個人的で自由意思によるインフォームド・コンセントまたは法律で定められたその他の正当な非差別的根拠に基づき</p>	<p>処理されること、明示された特定かつ正当な目的のために収集され、その目的と矛盾する方法で処理されないこと、合法的で公正かつ透明な方法で処理され、データ対象者が有効な救済を受ける権利を有すること、を保証することを勧告する。</p> <p>家庭と家族の尊重 (第 23 条)</p> <p>49. 委員会は、懸念をもって次のことに留意している。</p> <p>(a) 民法 (第 770 条) の精神障害を離婚の条件とする差別規定。</p> <p>(b) 障害のある子どもを家族から引き離し、障害を理由に特定の生活環境に収容すること。</p> <p>50. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 精神障害を離婚の条件とする民法第 770 条第 1 項第 4 号など、障害者に対する差別的な規定を撤廃すること。</p> <p>(b) 障害のある子どもの家族生活</p>	<p>の権利を認め、障害のある親を含む障害のある子どもの親に対し、障害を理由に家族が分離することを防ぐために、その養育責任の遂行において早期介入及びインクルーシブな支援を含む適切な援助を行い、また、肉親が世話をすることができない場合には、地域社会の中で家庭的な環境において代替の世話を提供するためにあらゆる努力をすること。</p> <p>教育 (第 24 条)</p> <p>51. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 障害のある子どもの分離された特別教育の存続。医学に基づく評価により、障害のある子ども、特に知的または精神障害のある子どもやより集中的な支援を必要とする子どもにとって、通常的环境での教育はアクセスしにくいものになっており、通常の学校における特別支援教育クラスの存在も同様である。</p>
<p>(b) 障害児を入学させる準備が整っていないとの認識とその事実による普通学校への入学拒否。また 2022 年に出された特別学級の児童生徒が在校時間の半分以上を普通学級で過ごさないようにするとの大臣通達があること。</p> <p>(c) 障害のある学生への合理的配慮の提供が不十分である。</p> <p>(d) 通常教育の教師の技術不足とインクルーシブ教育への否定的態度。</p> <p>(e) ろう児への手話言語教育、盲ろう児へのインクルーシブ教育など、通常の学校におけるコミュニケーション・情報の代替・補助手段や様式の欠如。</p> <p>(f) 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生の障壁に対処する、国の総合的政策の欠如。</p> <p>52. 委員会は、インクルーシブ教育</p>	<p>の権利に関する一般的意見第 4 号 (2016 年) および持続可能な開発目標 4、ターゲット 4.5 および指標 4(a) を想起し、締約国に対し、次のことを強く要請する。</p> <p>4 (a) はターゲットであり、指標であれば 4. a. 1 である。どちらも重要でどちらでも意味は通じる。</p> <p>(a) 教育に関する国の政策、法律、行政措置の中で、分離された特別な教育をやめるために、障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認めること。また、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択し、そこに特定の目標、時間枠、十分な予算を含め、すべての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるようにすること。</p> <p>(b) すべての障害児の普通学校への通学を保障し、普通学校が障害児</p>	<p>の普通学校を拒否することを許さない「不拒否 (non-rejection)」条項と方針を打ち出し、特殊学級関連の大臣告示を撤回すること。</p> <p>ここでの普通学校はあきらかに入学の誤りと思われる。</p> <p>(c) 障害のあるすべての子どもに、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証する。</p> <p>(d) インクルーシブ教育について、通常教育の教員および教員以外の教育関係者の研修を確実にを行い、障害の人権モデルについての認識を高めること。</p> <p>(e) 点字、わかりやすい版、ろう児の手話言語教育、インクルーシブな教育環境におけるろう文化の促進、盲ろう児のインクルーシブ教育へのアクセスなど、通常的环境における補助的・代替的コミュニケーション様式および方法の使用を</p>

<p>保証すること。</p> <p>(f) 大学入試や学習過程など、高等教育における障害のある学生の障壁に対応する、全国的な総合的政策を策定する。</p> <p>健康 (第 25 条)</p> <p>53. 委員会は、次のことを懸念をもって留意している。</p> <p>(a) 障害者、特に女性障害者、精神または知的障害者が、保健医療サービスを利用する際に直面する障壁 (アクセスしにくい保健医療施設や情報、合理的配慮の欠如、保健部門の専門職の障害者に対する偏見など)。</p> <p>(b) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されているように、精神科医療が一般医療から隔離されており、地域密着型の健康サービスや支援が十分に提供されていないこと。</p> <p>(c) すべての障害者、特に女性と</p>	<p>少女に対して、質の高い、年齢に応じた性と生殖に関する保健サービスおよび性教育へのアクセスを他者と同等に確保するための措置が限られていること。</p> <p>(d) より集中的な支援が必要な障害者への医療費助成が不十分であること。</p> <p>54. 条約第 25 条と持続可能な開発目標のターゲット 3.7 及び 3.8 との関連性を考慮しつつ、委員会は締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 公共および民間の医療提供者によるアクセシビリティ基準の実施と合理的配慮の提供を確保することを含め、すべての障害者のために質の高い、ジェンダーに配慮した医療サービスを確保すること。</p> <p>(b) 保健サービスに関して、点字、手話言語、わかりやすい版など、障害者にアクセシブルな様式で情報が提供されることを保証すること。</p>	<p>(c) 医療従事者の養成・研修に障害の人権モデルを組み入れ、すべての障害者があらゆる医療および外科的治療に対して自由意志に基づくインフォームド・コンセントの権利をもつことを強調すること。</p> <p>(d) 精神障害者の組織と緊密に協議しながら、強制のない地域ベースの精神保健支援を開発し、精神保健医療を一般医療から分離する制度を解体するために必要な立法措置および政策措置を採用すること。</p> <p>(e) 質の高い、年齢に応じた性と生殖に関する保健サービスおよび総合的なセクシュアリティ教育が、すべての障害者、特に障害のある女性と少女を包含し、アクセシブルであることを確認すること。</p> <p>(f) 本人の負担能力に応じた医療費助成の仕組みを確立し、より手厚い支援を要する人を含むすべての障害者に拡大すること。</p>
<p>ハビリテーションと リハビリテーション (第 26 条)</p> <p>55. 委員会は懸念をもって次のことに留意している。</p> <p>(a) 包括的かつ分野横断的なハビリテーションとリハビリテーションサービスが不足していること。特に子どもへの支援と大都市以外の地域。</p> <p>(b) ハビリテーションやリハビリテーション・プログラムにおける医学モデルの重視、障害の種類や性別、地域による支援の格差。</p> <p>56. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 包括的かつ部門横断的なハビリテーションおよびリハビリテーションサービス、プログラムおよび機器へのアクセスを、彼らの地域社会内、および締約国のすべての地域で確保するための措置を採用すること。</p>	<p>(b) 障害の人権モデルを考慮した上で、ハビリテーションとリハビリテーションのシステムを拡大し、すべての障害者が個々のニーズに基づいてこれらのサービスを利用できるようにすること。</p> <p>労働と雇用 (第 27 条)</p> <p>57. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 障害者、特に知的障害者、精神障害者が、保護作業所や雇用関連の福祉サービスに隔離され、低賃金で、開かれた労働市場への移行の機会が制限されていること。</p> <p>(b) 障害者が直面する雇用の障壁。アクセスしにくい職場、官民双方における不十分な支援と個別的配慮、限られた移動支援、障害者の能力について雇用者に提供される情報の不足などが含まれる。</p> <p>(c) 障害者雇用促進法に規定された障害者雇用率制度に関する地方自</p>	<p>治体及び民間企業における格差、及びその実施を確保するための透明で効果的な監視の仕組みの欠如。</p> <p>(d) 職場でより集中的な支援を必要とする人のための身体的介護 (personal assistance) サービスの利用に関する制限。</p> <p>58. 委員会は、持続可能な開発目標のターゲット 8.5 に沿って、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 障害者が、保護された作業場や雇用関連の福祉サービスから、民間および公的部門における開かれた労働市場へ移行し、インクルーシブな労働環境の中で、同等の価値の仕事に対して同等の報酬を受けられるよう、その移行を加速させる努力を強化すること。</p> <p>(b) 職場の建築環境が障害者にとって利用しやすく、適合していることを確保し、あらゆるレベルの雇用者に、個別支援と合理的配慮を尊</p>

<p>重し、適用するための研修を提供すること。</p> <p>(c) 公共・民間部門において、障害者、特に知的障害者、精神障害者及び障害のある女性の雇用を奨励・確保するための積極的格差是正措置及び奨励策を強化し、その適切な実施を確保するための効果的な監視機構を確立すること。</p> <p>(d) 職場でより集中的な支援を必要とする人への個人的支援 (personal assistance) の利用を制限する法的規定を撤廃する。</p> <p>相当な生活水準と 社会的保障 (第 28 条)</p> <p>59. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 障害者及びその家族が十分な生活水準を確保できるよう、障害関連費用を負担する給付を含む社会的保障制度が不十分であること。</p> <p>(b) 障害年金は国民の平均所得と</p>	<p>比較して著しく低いこと。</p> <p>(c) 民間および公共住宅に適用されるアクセシビリティ基準に関する進捗は限定的。</p> <p>60. 条約第 28 条と持続可能な開発目標のターゲット 1.3 との関連を考慮し、委員会は締約国に、次のことを勧告する。</p> <p>(a) 障害者に適切な生活水準を保証し、特に集中的な支援を必要とする障害者の障害関連追加費用を賄うために、社会的保障の制度を強化すること。</p> <p>(b) 障害者団体と協議の上、障害年金の額に関する規定を見直すこと。</p> <p>(c) 民間および公共住宅に適用される法的拘束力のあるアクセシビリティ基準を確立し、その実施を保証すること。</p> <p>政治的および公的な活動への参加 (第 29 条)</p>	<p>61. 委員会は、懸念をもって次のことに留意している。</p> <p>(a) 障害者の多様性に応じた、投票手続き、施設、資料へのアクセシビリティが制限されており、また選挙関連情報が不十分であること。</p> <p>(b) 特に障害のある女性にとって、政治生活や行政に参加し、議員となり、公的な機能を果たす上での障壁。</p> <p>62. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 公職選挙法を改正し、選挙放送やキャンペーンなどの選挙関連情報の配慮とともに、投票手続き、施設、資料が、すべての障害者にとって適切でアクセスしやすく、理解しやすく使いやすいものにする。</p> <p>(b) 障害者、特に障害のある女性の政治生活および行政への参加が促進され、支援機器や新しい技術の使用を促進し、パーソナル・アシスタンス (個別の支援) を提供すること</p>
<p>によって、あらゆるレベルの政府で効果的に役職に就き、あらゆる公的機能を果たすことができるようにすること。</p> <p>文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 (第 30 条)</p> <p>63. 委員会は次のことを懸念している。</p> <p>(a) 観光地や娯楽施設のアクセシビリティが制限されていること。</p> <p>(b) テレビ番組、文化活動、電子出版物へのアクセスに障壁があること。</p> <p>(c) スポーツイベントへの参加に関する制限、特にろう者、難聴者、盲ろう者に関して。</p> <p>64. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p> <p>(a) 小規模のものも含め、観光地や娯楽施設でのアクセシビリティ確保に向けた取り組みを強化すること。</p>	<p>(b) アクセシブルな様式によるテレビ番組や文化活動への参加を確保し、利用できるアクセシブルな出版物を増やすためにマラケシュ条約実施の措置を強化すること。</p> <p>(c) 合理的配慮の提供を含む、すべての障害者のスポーツ活動へのアクセスを確保すること。</p> <p>C. 特定の義務 (第 31?33 条) 統計とデータ収集 (第 31 条)</p> <p>65. 委員会は懸念をもって次のことに留意している。</p> <p>(a) 生活のあらゆる分野をカバーする、障害者に関する総合的な細分化されたデータベースの欠如。</p> <p>(b) 実施された調査から入所施設や精神科病院にいる障害者が漏れていること。</p> <p>66. 委員会は、障害者に関するワシントン・グループの短縮版設問集と経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会の障害者のインクルージョン</p>	<p>とエンパワメントに関する政策メーカーを想起しつつ、締約国が生活のあらゆる領域で、年齢、性別、機能障害の種類、必要とする支援の種類、性的指向と性自認、社会経済状況、民族、居住地 (居住施設と精神病院を含む) などの様々な要素によって細分化した障害者に関するデータ収集システムとデータベースを整備するよう勧告する。</p> <p>国際協力 (第 32 条)</p> <p>67. 委員会は、日本国際協力機構 (JICA) の「障害と開発に関するテーマ別ガイドライン」(2015 年) に留意しているが、国際協力事業における障害の主流化が十分に適用されておらず、障害の人権モデルのもと、障害者団体との密接な協議によって関連戦略やプログラムが策定されていないことを懸念している。</p> <p>68. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。</p>

(a) 障害者団体との緊密な協議とその積極的な関与のもと、あらゆるレベルにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施と監視において、障害者の権利を主流化すること。

(b) 「アジア太平洋障害者の十年」(2013-2022) 及び「アジア太平洋障害者の『権利を実現する』ための仁川戦略」の実施に向けた協力を強化すること。

国内での実施と監視（第33条）

69. 委員会は次のことを懸念している。

(a) 締約国には、パリ原則に沿った国内人権機関が存在しないこと。

(b) 条約の監視機構として設置された障害者政策委員会は、内閣府にあり、その範囲は限定されており、委員構成での障害の多様性やジェンダーバランスの反映は不十分であること。

70. 委員会は、締約国が、委員会の「独立した監視の枠組みおよび委員会の作業へのその参加に関するガイドライン」を考慮し、パリ原則を完全に遵守して、人権の保護に関する幅広い任務と十分な人的、技術的および財政的資源を備えた国内人権機関を設立すること、そしてその枠組みの中で、障害者政策委員会の公的な能力を強化し、条約の実施を監視するために、その独立性、委員構成に障害の多様性およびジェンダーバランスを保証することを勧告する。

IV. フォローアップ

情報の普及

71. 委員会は、本総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。取るべき緊急の措置に関して、委員会は、自立した生活と地域社会に含まれることに関する42項とインクルーシブ教育に関する52項の勧告に締約国の注意を喚起したいと

思う。

72. 委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関連省庁の職員、地方自治体、教育・医療・法律専門職などの関連専門職グループのメンバー、ならびにメディアに、現代的な社会コミュニケーション戦略を用いて、検討および行動のために本総括所見を伝達するよう勧告する。

73. 委員会は、締約国に対し、定期報告の作成に市民社会団体、特に障害者団体を関与させることを強く奨励する。

74. 委員会は、締約国に対し、本総括所見を、NGO及び障害者団体、障害者本人及びその家族を含め、手話言語を含む国語及び少数言語で、わかりやすい版を含む利用しやすい形式で、広く普及させ、政府の人権に

関するウェブサイト上で利用できるようにすることを要請する。

次回の定期報告

75. 委員会は、締約国に対し、2028年2月20日までに第2、第3および第4の定期報告を合わせて提出し、そこに本総括所見でなされた勧告の実施に関する情報を含めるよう要請する。委員会はまた、締約国に対し、委員会の簡略化された報告手続きの下で上記の報告を提出することを検討するよう要請する。この手続きでは、締約国の報告期限の少なくとも1年前に委員会が事前質問事項を作成する。これに対する締約国の回答は、その報告となる。



日本自閉症協会 9月の SNS 等で発信した記事。

○成年後見制度の民法改正に向けた動きについての周知 (東京新聞参照) ※元記事は削除されております。

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1565596746302263296>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/pfbid033TYTr6tFCj8NrVS7XKNrRe8PcdwPSn5CXXLhwcbSigVP45RVSXYjY8NJf8Sgi12rl>

○栗田広先生の訃報について
(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1568134688870662148>
(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/pfbid02YUgyfc7rpu8PidNmFr5f3iv3afiVhruV3otHHSAgznFi8WKpzDd>

rSbC2Pc9jUxZfl

○障害者割引が適用される新たな IC カードについて (関東圏)

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1572857790036869121>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/pfbid02KJDhUAca5ZnwwNiN3hEhYFvjczJH1vTQPUBVGVU9b78sp3sNdFF1QY9TKsz3o4pJl>

○自閉症の行動障害、支援を拡充 厚生労働省 (共同通信参照)
(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1574652990342180865>
(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/pfbid0ttJwyLqRvmUP4igtBjCJfW1sYhBBYi538Pz5PQHihUgjT2wPswDg2yNtEoVQHhxcL>

○滋賀県市立小学校の 50 代教諭のいじめの事件について (読売新聞オンライン参照)

(Twitter) <https://twitter.com/asjoffice/status/1575764571783979008>

(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/pfbid02oXAntihMa5BWvesGLR3rrrhxBYm1WfKJFbXz1MBTcJiuoeNpXgychRR53ywu6Z9Nl>

○ウクライナのヘルソンの自閉症団体の方からのメール
(Facebook) <https://www.facebook.com/asj.japan/posts/pfbid0uuq5boAbtWkX5xeRsYANRu4HHFiWsNycQG3Px8nGQbDtWEbKYsmaSpD44jita4hl>

情報の共有



発行人：関西障害者定期刊行物協会
住所：〒543-0015
大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
編集人：奈良県自閉症協会
定価：100円